

項目		単位	金額(円)			備考
			1割負担	2割負担	3割負担	
介護報酬に係る費用	要介護1	696	758	1,515	2,272	併設型ユニット型短期入所生活介護費
	要介護2	764	832	1,663	2,494	
	要介護3	838	912	1,824	2,736	
	要介護4	908	988	1,976	2,964	
	要介護5	976	1,062	2,124	3,186	
加算項目	看護体制加算(Ⅰ)	4	5	9	13	常勤の正看護師を1名以上配置しているための加算
	看護体制加算(Ⅱ)	8	9	18	27	看護職員の数が入所者25人に対して1以上かつ病院等と連携して24時間連絡体制を確保し必要に応じ健康管理等を行う体制を整えている為の加算
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	20	39	59	前年度の職員配置の平均で介護福祉士が60%以上配置されているための加算
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	20	39	59	夜勤帯(17時～翌9時)における介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている為の加算。
	機能訓練指導体制加算	12	13	26	39	常勤専従の機能訓練指導員を配置している為の加算
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	－	－	－	－	所定単位数に加算率8.3%を乗じた単位数
	介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	－	－	－	－	所定単位数に加算率2.7%を乗じた単位数
	介護職員等ベースアップ等支援加算	－	－	－	－	所定単位数に加算率1.6%を乗じた単位数
	送迎加算	184	201	401	601	自宅まで送迎を行った場合(片道)
	療養食加算※1食あたり	8	9	18	27	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合
	緊急短期入所体制確保加算	40	43	86	129	定員の100分の5に相当する空床を確保し、緊急時にサービスを提供できる体制を整備しており、かつ、前3月における利用率が100分の90以上である場合
	緊急短期入所受入加算	90	98	196	294	居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。起算して7日、やむを得ない事情がある場合は14日を限度に算定。
	在宅中重度者受入加算 ※看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合	413	450	899	1,348	利用者様が利用していた訪問看護を行う事業所に健康管理等を行わせた場合の加算
	若年性認知症利用者受入加算	120	131	261	392	若年性認知症の利用者を受け入れの際、個別で担当者を定め、サービス提供を行った場合
減算項目	長期利用者に対する短期入所生活介護を提供する場合(減算)	△30	△33	△66	△99	連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合は、30日を超える日以降30単位が所定単位数から減算
居住費等	居住費(日額) (建設費用、光熱水費、修繕・維持費用)	1,970			第4段階の方	※各要介護区分の支給限度基準額の単位を超えた場合、自費となる日の居住費及び食費は、減額証の有無に係らず、第4段階の料金とさせていただきます。
		1,310			第3段階の方	
		820			第2段階の方	
		820			第1段階の方	
	食費	320			朝食代	
		605			昼食、おやつ代	
		520			夕食代	
	※上記食費の負担限度額(日額)	1,445			第4段階の方	
		1,300			第3段階②の方	
		1,000			第3段階①の方	
600			第2段階の方			
その他費用	健康管理費(インフルエンザ予防接種代等) 薬価収載されていない医療材料費 理美容代 私物洗濯代(外部業者に出すクリーニング代) 利用者の希望する日用品 (利用者が自ら持込む物品以外) 趣味・嗜好品、外注食の飲食代等 協力医療機関以外の通院にかかる交通費 レクリエーション等にかかる物品代 売店購入代	300			第1段階の方	実費

※居住費等の利用者負担段階区分

- ・第4段階 第1～3段階以外の方
- ・第3段階② 市民税非課税世帯の方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間120万円超の方
- ・第3段階① 市民税非課税世帯の方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方
- ・第2段階 市民税非課税世帯の方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方
- ・第1段階 市民税非課税世帯で高齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方

介護老人福祉施設 新吉田

短期入所生活介護（ショートステイ）ご案内

1泊2日のご利用から、状況に応じて延泊や中・長期のロングショートステイご利用も可能です。日数制限はございません。また、ショートステイを利用したことが無いので話を聞いてみたい等ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

2. ショートステイとは？

ご家族の方が介護疲れや病気、冠婚葬祭、旅行その他の理由で介護が困難な場合や、特養ホーム等を申し込み済みでその施設への入居待ち期間のご利用、施設の体験入所としてご利用頂き、その間、日常生活上の援助をご家族の方に代わって受ける事ができる宿泊サービスです。要介護認定を受けた方がご利用できます。

1. 介護老人福祉施設？

特別養護老人ホームの別称で、介護保険法上の呼び名です。お電話口では「特別養護老人ホーム新吉田です」と対応致します。



3. 受けられるサービスは？

- お食事
朝、昼、おやつ、夕食をご提供。
- ご入浴
週に2回ご利用頂けます。
- 排泄介助
職員がお手伝い致します。オムツ・パット類は施設にて準備致しますので、ご持参は不要です。
- 送迎
ご自宅まで送迎致します。
- 訪問理美容さん
毎月第1・3金曜日に訪問理美容が来られます。その時にご利用頂ければ施設内にカット・カラー・パーマが可能です。



4. 部屋数、形態は？

2丁目3番地と2丁目4番地の20床（全室個室・ユニット型。1ユニット10床。トイレはユニット内に3ヶ所あります。）数に限りがありますが、居室用TVの無料貸し出しも行っております。ご希望の際はお申し出下さい。

短期入所ご利用料金の目安（1日あたりの自己負担額）

要介護度	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要支援1	4,092円	4,770円	5,447円
要支援2	4,247円	5,079円	5,911円
要介護1	4,341円	5,267円	6,193円
要介護2	4,424円	5,434円	6,443円
要介護3	4,515円	5,615円	6,715円
要介護4	4,601円	5,787円	6,973円
要介護5	4,684円	5,953円	7,223円

※上記の料金については、基本サービス利用料、お食事代（1,445円/日）、お部屋代（1,970円/日）、各種加算のおおよその合計となります。（一定以上の所得がある方は、基本サービス利用料及び各種加算が2割～3割負担となります。）
※お食事代、お部屋代に関しては、非課税世帯等、所得に応じて各市町村への申請により減額措置が受けられます。



6. 申込方法は？

まずは担当のケアマネージャーさんにご相談下さい。その際に、「特養 新吉田のショートステイを利用したい」とお伝え下さい。

5. 洗濯は？

基本的にご家族様対応です。ご利用期間が長くなる場合は、ご希望により業者洗濯で対応致します。

7. 体調不良等の場合は？

ご家族様に相談させていただきます。

本入所（200床、全室個室・ユニット型）につきましても随時、受付を行っています！

申込手続きは「特養申込み受付センター」へ書類をお送り下さい。申込書は区役所高齢・障害支援課、地域ケアプラザ、当施設でも配布しております。また、横浜市のホームページからダウンロードも可能です。「特養申込み受付センター」で検索してご覧ください。ショートステイを利用しながら本入所の順番待ちをされる方もいらっしゃいます。見学も可能ですので、ご連絡お待ちしております！



社会福祉法人 怡土福祉会
介護老人福祉施設 新吉田
特別養護老人ホーム200床
併設 ショートステイ20床
〒223-0056

横浜市港北区新吉田町5728-1

TEL 045-590-5051

FAX 045-590-5081